

令和8年度加美町職員採用選考試験案内

令和10年5月には新庁舎が開庁予定です。加美町の未来を共に拓きましょう。

令和8年10月1日採用の行政実務経験者（会計年度任用職員等としての経験を含む）の加美町職員採用選考試験を、次により実施します。

1. 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

試験区分	職 種	採用予定人員	職 務 内 容
行政実務経験者	行 政	若干名	庶務や予算、経理、税務、用地交渉、企画、窓口業務等の一般の行政事務に従事します。

注1 採用予定人員は、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

注2 「若干名」は1～3名を予定しています。

注3 職務によっては深夜勤務となる場合もあります。

※公務員として必要な適格性を有する者がいない場合は、採用しないことがあります。

2. 受験資格

下記（1）の資格を有し、（2）のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

（1）資格

試験区分	職 種	受 験 資 格
行政実務経験者	行 政	昭和47年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、国・都道府県・市区町村・一部事務組合のいずれかにおいて、行政運営に関する事務業務に従事した職務経験を、平成23年4月1日から令和8年3月31日までの期間において4年以上有する者

注1 職務経験には、任期の定めのない常勤職員、任期付き採用職員、期間業務員、会計年度任用職員、非常勤職員、臨時職員等として週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。

注2 勤務経験が複数の場合は「職務経験」として通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。

なお、個々の継続した勤務経験が1年未満の場合は「職務経験」として通算できません。

注3 最終合格発表後、職務経験期間確認のため、在職証明書を提出していただきます。

注4 申込書等に事実と異なる記載をした場合や、受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

(2) 次のいずれかに該当する者は、(1)の要件を満たしても受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者、その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 加美町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- ⑤ 現に加美町職員である者（会計年度任用職員である者を除く）

3. 試験の方法

試験は第一次試験、第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者に対してのみ行います。

(1) 第一次試験

試験科目	内 容
書類選考	受験申込書、履歴書及びアピールシート等による書類審査

(2) 第二次試験

試験科目	内 容
性格適性検査	性格適性の検査（20分程度）をオンラインにより行います。
作文試験 （60分）	文章による表現力、内容構成等の能力について、作文による筆記試験を行います。
人物試験	口述試験により、主として人物について試験を行います。
資格調査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等について調査します。

(注)性格適性検査は、スマートフォンなどで第二次試験前に受検してください。

性格適性検査の結果は人物試験（面接）の際の参考とします。

4. 試験日及び場所

第二次試験は令和8年8月5日(水)を予定しています。

※ 詳細については、第一次試験合格者に通知します。

5. 合格者の発表

- (1) 第一次試験合格者の発表は、令和8年7月8日（水）に加美町役場前（各支所含む）掲示板への掲示及び加美町公式ホームページに掲載するほか、受験者に通知します。
- (2) 最終合格者の発表は、令和8年8月14日（金）に加美町役場前（各支所含む）掲示板への掲示及び加美町公式ホームページに掲載するほか、受験者に通知します。
なお、最終合格者から採用辞退者が出た場合などには、追加合格者を決定することがあります。

6. 合格から採用までの手続き

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、登録された者の中から採用者を決定します。
したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意して下さい。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが採用時点において明らかであると認められる場合、その他採用日までに公務員としての適格性を欠く事由があった場合は、採用決定を取り消すことがあります。
- (3) 採用時期は、令和8年10月1日を基準として最終合格者と調整のうえで決定します。
- (4) 採用予定日に勤務できない者は、採用されない場合があります。

7. 給 与

- (1) 初任給は、提出していただいた在職証明書等に基づき、職務経験の内容に応じて任命権者が個別に決定しますが、学校卒業後の職務経験年数に応じた初任給の例としては、下記の表のとおりとなります。なお、学歴や職歴により、条例に定める給料表の級号俸を上位に決定する場合があります。

役所・民間企業等における勤務期間	初任給（現行額）
役所・民間企業等 8年	270,000円

※上記の例は、あくまで、大学卒業直後に役所・民間企業等で正社員として採用され、職務経験年数の全てが、採用後の行政事務における本町の職務に直接役立つと認められる場合の例ですので、職務経験等によってはこれを下回る場合があります。（役所・民間企業等での職務経験年数のすべてが初任給に反映されるものではありません。）

- (2) 上記（1）のほか、給与条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの要件により支給されます。

8. 受験の手続き

区 分	内 容
受験申込書の請求	<p>○ 申込書の請求期間 令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで</p> <p>①申込書は次の場所で配布します。 加美町役場総務課人事給与係</p> <p>②郵送で請求する場合 封筒の表に「職員採用選考試験受験申込書請求」及び受験する職種を朱書きし、返信先を明記し180円切手を貼った返信用封筒を（A4判が折らずに入る大きさの封筒）を同封してください。 【封筒表への朱書き例】 職員採用選考試験受験申込書請求（行政実務経験者）</p>
受験手続	<p>○ 提出書類 【申込書の持参又は郵送により申し込む場合】</p> <p>① 受験申込書（所定の受験申込書を使用すること。）</p> <p>② 履歴書</p> <p>③ アピールシート ①から③は所定様式をご使用ください。 必要事項を記入し、①及び②は申込前3か月以内に撮影した写真（脱帽、脱マスクで正面から上半身を写した、縦4cm×横3cmの写真）を所定の箇所に必ず貼付して下さい。 指定様式でない、写真が貼付されていない場合は受付できません。</p> <p>④ 受験料 受験料は無料です。</p> <p>※郵送で提出する場合の注意点</p> <p>① 令和8年6月30日（火）午後5時15分まで受付場所に到着したものに限り申込を受け付けますので、「書留郵便」等の確実な方法によってください。</p> <p>② 封筒の表には「職員採用試験受験申込書在中」と朱書きしてください。</p> <p>○ 受付期間 令和8年6月1日（月）から令和8年6月30日（火）まで</p> <p>○ 受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>○ 受付場所 加美町役場 総務課 人事給与係（役場庁舎2階） 電話：0229-63-3111 所在地：〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地</p>

受験票の交付	<p>受験申込書を受理した後、受験者に受験票を交付します。</p> <p>令和8年7月6日（月）までに受験票が届かない場合は総務課人事給与係に連絡してください。</p>
注意事項	<p>① 他の加美町職員採用試験と併願することはできません。</p> <p>② この試験を受験した場合、令和8年度の秋及び冬に実施を予定している職員採用試験を受験できない場合がありますのでご注意ください。</p> <p>③ 申込書の記載事項に不備があった場合には返却する場合がありますが、このために生じた遅延等についての責任は負わないので、申込には十分注意してください。</p> <p>④ 受験に関する一切の提出書類は返却しません。</p> <p>⑤ 災害等により、試験開始時刻の変更又は試験を中止する場合には、加美町ホームページ（新着情報）により随時お知らせします。</p> <p>⑥ この試験についての問い合わせは、電話又は電子メールにて加美町役場 総務課 人事給与係までご連絡下さい。</p>

9. 受験申込書の請求先、提出先、試験に関する問い合わせ先

加美町役場 総務課 人事給与係

所在地 〒981-4292 宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

電話 0229-63-3111

メール soumu-jinji@town.kami.miyagi.jp